

東北地方太平洋沖地震の被災者受け入れ方針

(平成23年3月21日)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被災者の県内受け入れについては、3月18日に、東北地方太平洋沖地震長野県災害対策支援本部に「避難者受入支援チーム」を設置し、県営住宅への受け入れ及び電話による避難者の受入施設に関する情報提供を実施してきたが、今後の被災者の受け入れについては、被災者の状況に応じ、次のとおり対応することとする。

この業務の一環として、電話相談で受入先が決まらない避難者のための一時待避所を、長野県消防学校（長野市篠ノ井東福寺2,375-1）に設置する（平成23年3月22日）。

被災者の輸送が必要な場合は、(社)長野県バス協会に要請して輸送を行う。

1 避難者の短期的受け入れ（2以外の場合）

(1) 県の対応

今回の災害により住宅を失い、又は避難指示を受けて本県に避難してきた者に対し、長野県の保有する次の施設を、避難所として、当面2ヶ月の範囲内で提供する（平成23年3月22日受入開始）。

受け入れに当たっては、特に配慮を要する人（別紙参照）を優先する。

- ① 長野県職員センター（長野市中御所岡田131-6）
- ② 長野県総合教育センター（塩尻市片岡南唐沢6,342-4）

(2) 市町村への要請

県は、市町村に対し、その保有する施設を、県の対応に準じて、避難所として設置するよう要請する。

当該施設の設置については、県への事前登録により、1人1日当たり1,310円（食事付の場合）の範囲内で、県が費用を負担する。

(3) 企業の保養所など無償で提供の申し出があった施設への対応

県は、企業の保養所など県民から無償で提供する旨申し出があった施設を紹介する。

県は、この業務を進めるに当たっては、同様の活動を行うNPO法人等の民間団体との情報の共有に努める。

(4) 旅館・ホテル等への要請

県は、旅館・ホテル等の民間宿泊事業者に対し、通常料金よりも低額で避難者を受け入れてもらうよう要請し、要請に応じた施設の情報を、避難者に提供する。

- 2 被災自治体から災害救助法に基づく要請を受けた避難者の短期的受け入れ
- (1) 公的施設による受け入れ
被災自治体から被災者受け入れの要請があった場合には、まず、1の(1)又は(2)の取扱いと同様に、県又は市町村で対応する。
- (2) 旅館・ホテル等を利用した避難所の設置
県又は市町村が、(1)により受け入れが困難な場合には、県は、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。
旅館・ホテル等を借り上げる場合は、
- ① 一つの施設又は地域で30人程度以上の受入規模があり、
 - ② 2ヶ月程度の受け入れが可能で、
 - ③ 運営を当該市町村に委任すること
- を条件とする。
当該避難所の設置については、1人1日当たり、素泊まり3,000円、1泊3食5,000円（共に通常の利用料金を上限とする）を県が負担する。
- 3 中期的な避難者の受け入れ（6ヶ月から2年程度）
- (1) 県営住宅等
当面の間、今回の災害の被災者で、①住宅を失った方 又は ②被災者で避難指示を受けている方 を対象とし、それぞれ高齢者、障害者等の生活弱者及びその家族を優先して受け入れる。
- (2) 民間賃貸住宅
民間賃貸住宅への入居については、入居の際の媒介手数料を無料とする、県と(社)長野県宅地建物取引業協会との「災害時応援協定」に基づいて行う。
- 4 災害時に病院や福祉施設に入院、入所していた避難者の受け入れ
- (1) 医療機関
傷病者の県内医療機関への受け入れについては、被災県からの要請に基づき、県が調整・支援を行う。
- (2) 福祉施設
高齢者、障害者等の要援護者の受け入れについては、被災県からの要請に基づき、県が受入人数、受入施設等の調整・支援を行う。

東日本大震災支援 信州「安らぎの逗留村」構想

～被災地のコミュニティ再興へ向けて～
長野県

長野県『避難者受入支援チーム』026-235-7284
長野県ホームページ
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikikan/23jishinjoho.htm>

被災地の現状・被災者と首長の思い

○被災地の現状

- ・今なお17万人以上の被災者が避難所生活
- ・ライフラインの復旧の遅れ、物資の不足
- ・仮設住宅の完成が長期化

○被災者と首長の思い

- ・被災者は、仕事、肉親等の行方不明者の捜索等の理由でできるだけ地元を離れたくない。
- ・復興のためにも、コミュニティを維持したい。

被災地の復興のために何ができるか

<p>これまでの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の募集 ・救援物資の提供 10tトラック 22台 ・消防、救急、警察、医療 スタッフ等の派遣 	<p>今後の支援</p> <p>被災地の復興と被災者の生活再建支援</p> <p>『大規模地震の被災者の方々を支援する県民共同宣言』</p>
---	--

被災地の復興・生活再建支援

- ❖ 被災者をコミュニティ単位で一時的に受入れることにより、被災地の負荷を軽減し、復興を支援
- ❖ 被災者に安らぎの場と時を提供し、復興への元気を充電
- ❖ 60ヘルツ圏の長野県への受入で電力需要の負荷の軽減

信州に「安らぎの逗留村」を設置

被災自治体へ提供するプログラム

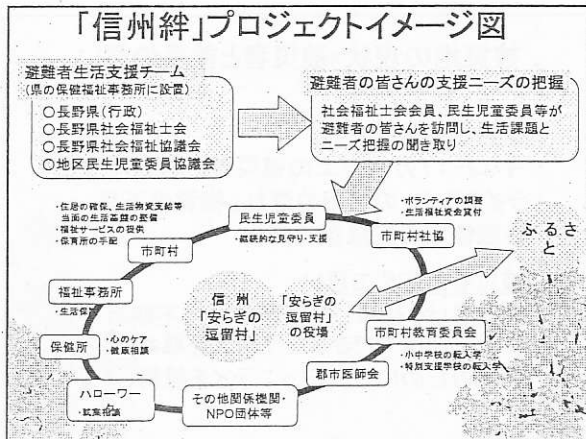
長野県は、被災地の復興と被災者の皆様の生活再建のために、責任を持って安らぎの場を提供します。

『信州「安らぎの逗留村」構想』

- ◆ コミュニティ単位での受入(500人～3,000人程度)
- ◆ 期間:原則2ヶ月程度とし、復興状況により延長も可
- ◆ 公共の保養施設、民間宿泊施設での一括受入
- ◆ 移動のためのバスの手配
- ◆ 災害救助法の避難所として指定し、費用については災害救助法による
- ◆ 保育園、学校、介護・福祉支援、医療・健康支援、生活相談等パッケージで官民協働地域を挙げて、避難住民をサポート
- ◆ 役場分室の設置支援
- ◆ ふるさと「安らぎの逗留村」を結ぶバスの運行(週1回程度)

「信州絆」プロジェクト

- ・目的:東日本大震災の避難者の生活サポート
- ・構成:長野県、市町村、社会福祉協議会、社会福祉士会、民生児童委員等で構成
- ・事務局:長野県健康福祉部地域福祉課
長野県社会福祉協議会
- ・支援内容:社会福祉士、民生児童委員等が、避難者を訪問し、個々の生活課題やニーズをお聞きし、課題解決のためのコーディネート、支援を実施

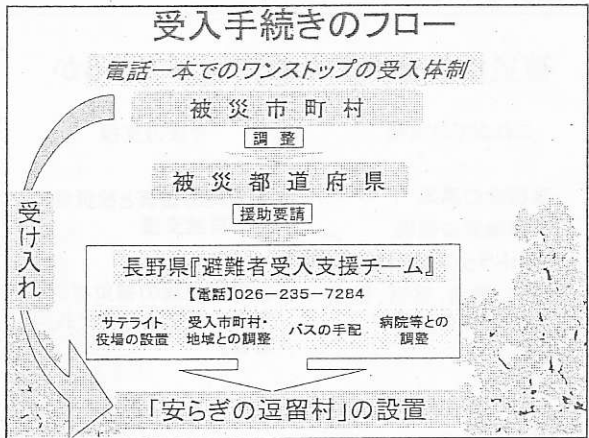
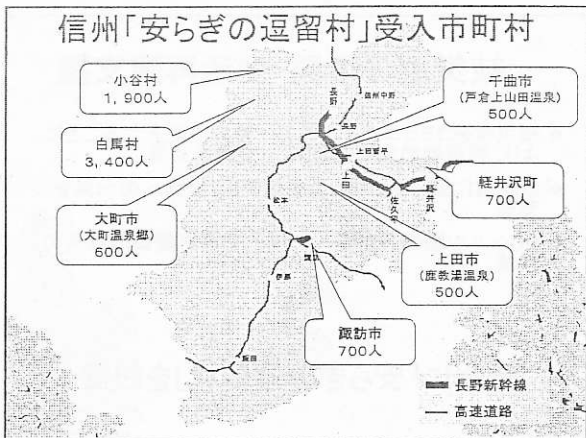


受け入れ可能地域

現在「安らぎの逗留村」設置の調整ができている地域は、下記のとおりです。

受入可能人数

- ・軽井沢町(700人程度)
- ・上田市(鹿教湯温泉 500人程度)
- ・諏訪市(700人程度)
- ・大町市(大町温泉郷 600人程度)
- ・白馬村(3,400人程度)
- ・小谷村(1,900人程度)
- ・千曲市(戸倉上山田温泉 500人程度)



信州でゆっくりと疲れを癒してください

被災地の市町村長の皆様へ

このたびの大震災により甚大な被害を被られたことに、心よりお見舞い申し上げます。

長野県では、県民を挙げて、被災者の皆さんを温かく信州へお迎えします。

一時的に、「安らぎの逗留村」を設置して、コミュニティを維持したままで、安らぎの場所と時間を提供し、皆さんに元気を充電して、再び故郷へ戻り、困難を克服し、地域の再建に立ち上がっていただきたいと考えております。

長野県知事 阿部守

被災者生活支援 「信州絆」プロジェクトについて

健康福祉部地域福祉課

【事業の目的】

「大規模地震の被災者の方々を支援する県民共同宣言」の理念に基づき、被災地の皆さんが一日も早く長野県での生活をスタートさせることができるよう、行政と民間が一体となって生活支援を行う。

【具体的な支援例】

